

III

「税って何かな？」パワーポイント版・基礎編《講義型》

※授業開始前にパソコンやプロジェクターを準備し、スライドショーの最初の画面を出しておきましょう。

▶ 導入

〈このテーマは約5分〉

1 あいさつ・自己紹介



自己紹介

皆さんこんにちは。私は税理士の〇〇〇〇です。

今日は皆さんと「税って何かな？」ということについて一緒に考えてみたいと思います。よろしくお願いします。どんな意見でもよいので、思った事をどんどん発言してください。

（自己紹介は、児童生徒との最初の接点です。明るく、元気に、さわやかに、児童生徒の気持ちを一気に引き付ける気構えで始めましょう。）

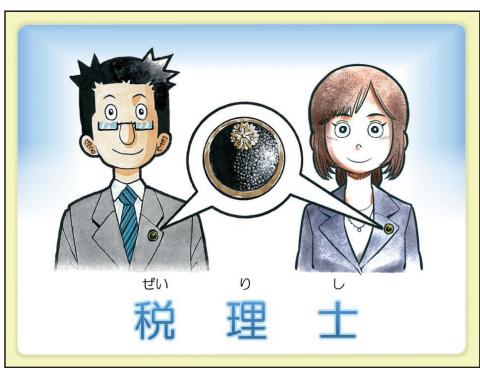
機材準備や資料の置き場所等の確認のため、授業開始の直前ではなく、余裕をもって学校に到着するようにしましょう。学校の先生の承諾があれば早めに教室に入り、クラスの雰囲気に馴染めるよう、児童生徒とコミュニケーションをとりましょう。

無理に盛り上げたり、笑わせたりする必要はありません。得意な方法で児童生徒の心を掴んでください。そして一緒に考え、誠心誠意伝えていくことを心がけましょう。）



[クリック]で次画面へ

2 税理士の仕事



職業紹介

皆さんは「税理士」って聞いたことがありますか？どんな仕事をしているか知っていますか？

はい、皆さんよく知っていますね。仕事の内容は？

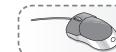
（発言を求める。）

はい、その通りです。／そこまでは分からぬかな。

病気になったらお医者さん。勉強が分からないときは学校の先生。それと同じで、税金について分からなければ税理士に相談してください。

税理士は「税理士法」という法律で決められている職業です。主に商売をしている人や会社が、税金を計算して納めるお手伝いをしています。

（税理士職業紹介が租税教室の主たる目的ではありませんが、税理士について知ってもらうために、簡単でもよいので説明しましょう。）



[クリック]で次画面へ

第5章 「税って何かな？」パワーポイント版

3 税金について勉強していこう



税に対するイメージ(問い合わせ)

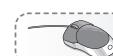
それでは、はじめに皆さんは税金と聞いて何を思い浮かべますか？それは良いイメージですか？悪いイメージですか？

良いイメージを持っている人は、手を挙げてください。

では悪いイメージを持っている人、手を挙げてください。

なるほど、ではこれから皆さんと一緒に税金を考えていいくうちに、どのようにイメージが変わっていくでしょうか？楽しみですね。

(児童生徒の多くは、税に対してあまり良いイメージを持っていないかもしれません。授業を通して、税の大切さを理解できるようにしましょう。)



[クリック]で次画面へ

▶ I. 税金とは

〈I～IIIで約10分〉

4 税金？



税金とは何か

では、税金とは何かを考えてみましょう。

皆さんが生きていくには最低限必要なものがありますね。それはどんなものですか？（誰かに発問する。）

着るものや食べるもの、住む家などですね。これを衣食住と言います。でも、それらを得るにはお金が必要です。お金は働いて得ます。しかし、皆さんが生きていくうえで、お金を払っていないけれど利用している施設やサービスもあります。どんなものでしょうか？（発問）

学校・警察・消防・公園・道路・信号機・図書館・ごみ処理・市民病院…ほかにもたくさんあると思います。これらを公共

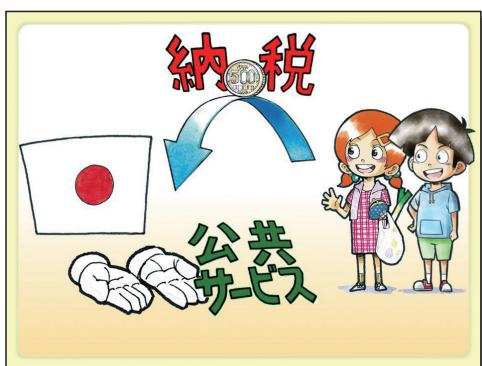
サービスと言います。共通しているのは、みんなで使うものや、作るのには多額のお金がかかるものであるということです。

(一般家庭では負担できないサービスなどについて、税金が使われていることを理解してもらいましょう。)



[クリック]で次画面へ

5 納税と公共サービス



税金は国民のために使われている

公共サービスを提供するために使われているのが税金です。

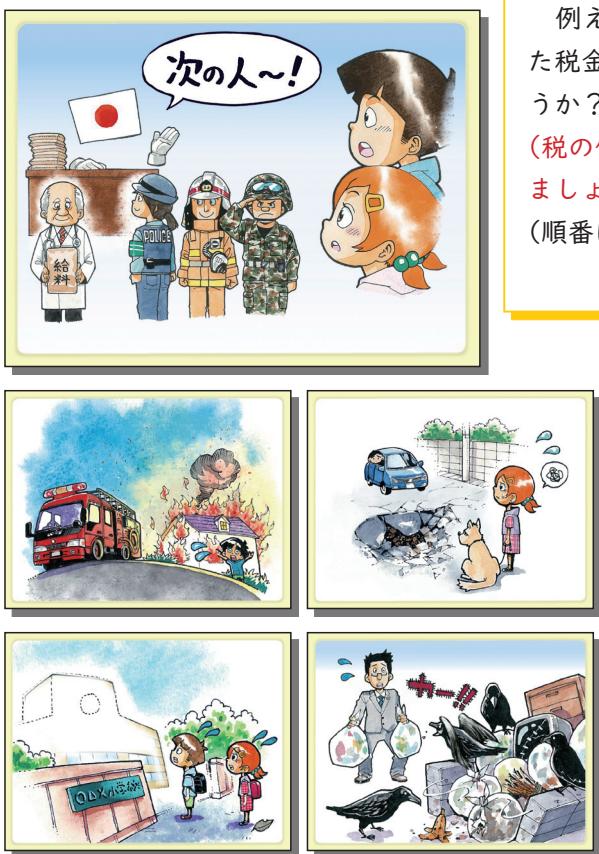
税金は豊かで、安心で、安全で、健康に生きていくため、国民の皆さんのために使われています。



[クリック]で次画面へ

▶ II. 税の役割

6-10 税の役割①



税の役割(具体例)

例えば、国などが次のような施設などを、みんなから集めた税金で作ってくれなかつたら、どういうことが起きるでしょうか？

(税の使い道を理解させることで、税のイメージを上げていきましょう。ここでは、テンポが重要です。)

(順番に[クリック])

・火事になったのに消防車が来てくれなかつたら？

(余裕があれば消防車だけでなく、救急車にも触れ、救急車の出動がもし有料化されたら、1回あたり約4万円かかることなどを伝えてよいでしょう。)

・道路が穴だらけになって人も車も通ることができなくなつたら？

・皆さんを通っている学校がなかつたら？

・皆さんの出したゴミを回収してくれる人がいなかつたら？

[クリック]で次画面へ

11-13 税の役割②



税の役割(クイズ)

皆さんを通っている学校で使っているものに、いくら税金が使われているでしょうか？クイズを出しますので、考えてみましょう。(それぞれ自由発言)
(順番に[クリック])

・プール一杯の水道料金はいくらぐらいでしょう？
——約24万円です。

・校庭のサッカーゴールはいくらくらいでしょうか？
——約30万円です。

・人体模型はいくらくらいでしょうか？
——約15万円です。

[クリック]で次画面へ

第5章 「税って何かな？」パワーポイント版

▶ III. 税の歴史

14 税の歴史



税の始まりから戦後の税制度まで

さて税金はいつからあるのでしょうか？（発問）

——租庸調

よく知っていますね。701年に制定された大宝律令ですね。

でも実はもっと古くからあります。卑弥呼の時代には「作物」や「労働」で納めていたと、中国の魏志倭人伝という書物に書かれています。

（児童生徒の質問で多いのが「税はいつからあるのか？誰がつくったのか？」という疑問です。弥生時代からあること、支配者が国を維持するためのものだったことを伝えます。）

その後、年貢として主にお米を納め、明治時代になり地租改正が行われ、土地中心の課税制度が出来上がり、戦前・戦時中は所得税が主体となった税制度にかわり、日本国憲法制定後、申告納税制度に基づく税制度が確立しました。

「申告納税制度」というのは、自分で税金を計算して、自分で申告して、自分で納める方法です。（現在の税制度になる前は、国や時の権力者が、国民から税金を取る（榨取する）仕組みでしたが、現在は国民が自ら税を計算し納める申告納税制度であることを伝えましょう。）

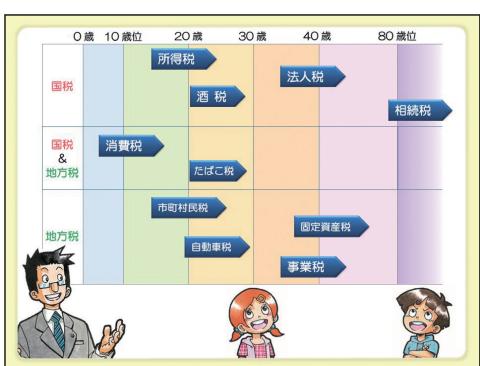


[クリック]で次画面へ

▶ IV. 税の種類

〈IV～VIで約25分〉

15 ライフィベントと税



人生の各場面でどのような税と関わるのか

（年齢ごとのライフィベントに沿って、税の種類を提示します。ここでは、税の種類を覚えてもらうのではなく、たくさんの種類があることを意識させることが大切です。同時にそれぞれの税の性質を理解してもらいましょう。「税の説明会」になってしまわないよう留意しましょう。）

それでは一体税金はどんな種類があるのでしょうか？皆さんのが生まれてから亡くなるまでの間に、どんな税と関わるのかを、皆さん的一生とともに見ていきましょう。（順番に[クリック]）

皆さんは今〇〇歳ですね。もうすでに関わっている税金があります。消費税です。
（児童生徒に一番馴染みのある「消費税」から始めます。）

次に18歳になると得られるものがあります。何でしょうか。

はい、選挙権ですね。皆さんも、〇〇年後は選挙に参加できます。自分が、投票する権利のある人として選挙に参加して、しっかり国の代表者を選んでください。

（主権者意識をしっかり持つことの大切さを伝えます。）

他にも18歳になるとできることがあります。自動車の運転免許が取れます。免許を取ると自動車を運転することができます。もし自動車を所有した場合は、自動車税を納めます。

そして20歳になるとできることがありますね。お酒とたばこです。お酒には酒税、たばこにはたばこ税がかかります。

(特定のもの（たばこ・酒・自動車・不動産）を持ったり消費したりすると課税されることを伝えます。)

また、アルバイトや就職してお給料をもらうようになると納める税金があります。所得税です。地方自治体へは市町村民税などを納めます。

(給料天引きの源泉徴収制度について伝えます。)

30歳になって独立して会社をつくりました。その会社が払うのはどんな税金でしょうか。国税としては法人税、地方自治体には事業税などを納めます。

40歳になってマイホームを購入しました。家などの不動産を持っているとかかる税金は何でしょうか。固定資産税です。

そして寿命が尽きた時にたくさん財産を残しているとかかる税金があります。相続税です。



[クリック]で次画面へ

16 税の種類

主な税金の種類

・所得税	・自動車取得税	・市町村たばこ税	・特別土地保有税	・登録免許税
・譲り受け税	・道府県たばこ税	・地価税	・宅地贈与税	・法人税
・ゴルフ場利用税	・転座税	・石油ガス税	・小商税	・印紙税
・軽自動車税	・都市計画税	・地方苟利油税	・贈與税	・不動産取得税
・贈与税	・共同負担税	・航空機燃料料税	・自動車税	・狩猟税
・たばこ税	・国民健康保険税	・開港税	・固定資産税	・市町村民税
・電源開発促進税	・法人税	・選前選民税	・相続税	・事業所税
・自動車重量税	・事業税	・選民税	・遺族税	・水利地盤税
・特別法人税	・地方消費税	・航油引当税	・石油石炭税	・他

約50種類

約50種類の税があることの意味

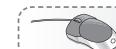
今、見てただけで10種類くらいの税金がありましたか？ 日本には主な税金は一体何種類あると思いますか？ (発問)

——20種類／40種類

——50種類

実は、日本の主な税金は約50種類あります。けっこう多いですね。なぜこんなにたくさんの税金の種類があるのか考えてみましょう。

(なぜ主な税の種類が約50種類もあるのかを考えもらいましょう。児童生徒からは「たくさん集められる」「大勢の人から集められる」という答えが出てくると思われます。ここでは、あえて答えは出さず、この後の「税金の集め方」の中で伝えます。)



[クリック]で次画面へ

第5章 「税って何かな？」パワーポイント版

17-18 特殊な税

ヒゲ税
17世紀末、ロシアで制定。ヒゲうばうか人がヒゲを剃えないで課された税金。先進的国家にすることをめざし、国民の意識改革のため、ヨーロッパ1世が作った。現在は廃止された。

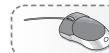
ポテトチップス税
ハンガリーで把溝防止のために導入された。塊分や割分の高いスナック菓子やジュースに対して課せられる。

トランプ類税
昭和32（1957）年。日本でキャンブル性の強いマージャンはい、トランプ、花札などに対して課せられた。平成元（1989）年に廃止。

ヒゲ税、ポテトチップス税、トランプ類税

余談ですが、世界の中では風変わりな面白い税金もあります。ヒゲ税、ポテトチップ税、日本でもトランプ類税という税金があったそうです。

(いろいろな「税」を調べてアレンジしてみてください。)

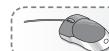


[クリック]で次画面へ

オランダには窓税という税金がありました。窓の数の多さで税金がかけられており、そのため、家の形が細長くなったりました。

税に関する挿話

皆さん、「アンネの日記」を知っていますか？第二次世界大戦でナチス・ドイツのユダヤ人迫害から逃れるため、アンネ・フランクはこういった家の奥に隠れていきました。そこであの日記を書き続けたそうです。



[クリック]で次画面へ

▶ V. 公平な納税

19 税金の集め方

税金の集め方(導入)

(立場の違いによって「公平感」が異なることを念頭に説明してください。)

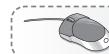
先ほど日本の主な税金が約50種類あることを説明しました。なぜ50種類なのかを考えてみましょう。どうしてかな？
(発問)

——たくさんあれば集めやすいから。

——たくさんあれば多く集まるから。

よいですね。みんな正解です。今度は、それをみんなで詳しく考えてみましょう。

税金の集め方には4種類あります。同じ金額で集める方法、特定の人が負担する方法、同じ税率で集める方法、所得が多いからは多く、少ないからは少なく集めるという方法です。



[クリック]で次画面へ

20 税金の集め方①



同じ税額

まず、みんなで均一に集める方法です。
(順番に[クリック])

例えば消費税が挙げられます。もし買ったものが同じなら、所得の多い人も少ない人も同じ金額です。

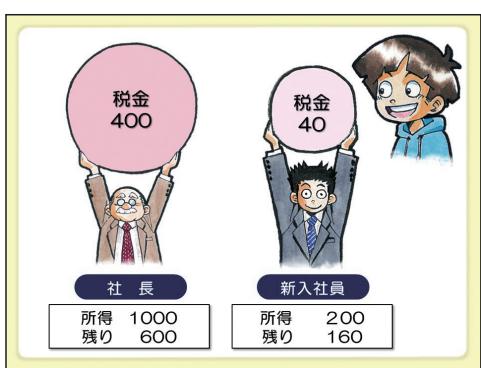
これだとどうですか？集め方が平等に見えても、所得の少ない人の負担感が重く、均一だからといって公平ではありませんね。

(ここでは、「平等」≠「公平」ということに気づいてもらいます。
「水平的公平」、「逆進性」の問題を意識してください。)



[クリック]で次画面へ

21 税金の集め方②



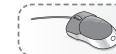
同じ税率

そこで負担能力に応じた公平な税の集め方があります。
(順番に[クリック])

所得の多い人には、より高い税率で負担してもらい、所得の少ない人には低い税率で負担してもらうものです。支払能力に応じた公平な負担をするルールなので「応能負担の原則」といいます。

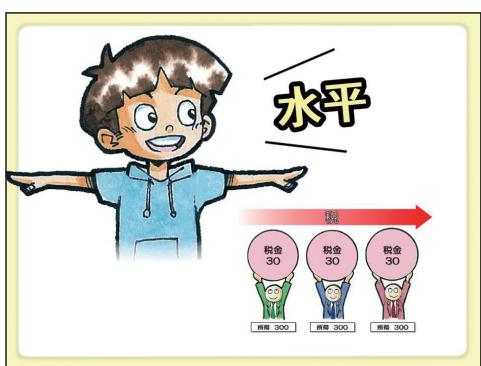
この図では、社長さんが40%、新入社員の人が20%の割合で負担していますね。

(「応能負担」、「垂直的公平」、「累進税率」、「所得税の考え方の説明」、「所得の再分配」について意識させてください。)



[クリック]で次画面へ

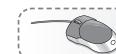
22 税金の集め方③



水平的公平

税金における公平の他の考え方として、同じ経済力の人には同じ負担になるような「水平的公平」という考え方があります。

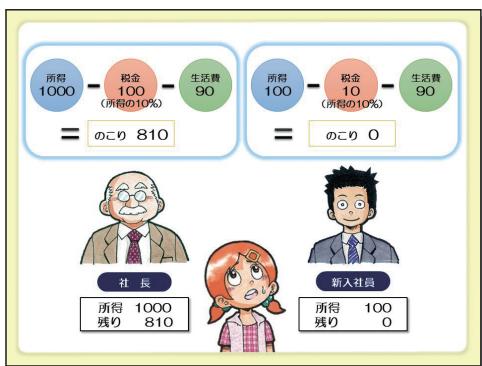
所得が同じであれば税金負担も同じ金額という考え方です。
(「法人税」は、この「水平的公平」という考え方に基づいています。)



[クリック]で次画面へ

第5章 「税って何かな？」パワーポイント版

23 税金の集め方④



同じ税率と負担感

所得の多い1000の人と所得の少ない100の人とでは、同じ税率であってもその負担感がまるで違います。

(順番に[クリック])

税率が10%だった場合、所得の多い人の税負担額はいくらですか？(発問)

—100です。

はい正解です。それでは所得の少ない人の税負担額はいくらですか？(発問)

—10です。

では、この人たちが生活するために90必要であったならばどうなりますか？(発問)
—所得の多い人は、810残り、少ない人は残りません。

そうですね、同じ税率でも負担感は全然違いますね。少ない人は他のことまったくお金を使えません。

もう分かった人もいるかもしれません、所得の多い人と少ない人との間で、なるべく不公平感をなくすにはどんな方法が考えられますか？(発問)

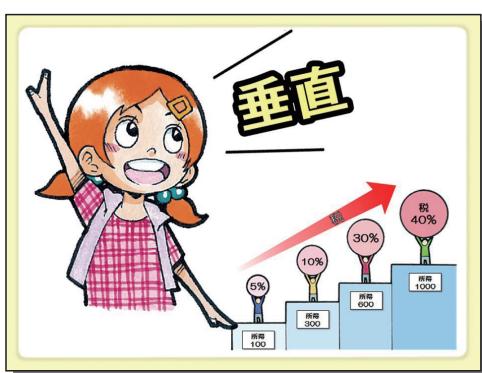
—所得の多い人には高い税率で、少ない人には低い税率を使うことです。

はい、正解です！

(所得(立場)の違いによる「公平感」の感じ方について、同じ税率であっても所得が異なると負担感が違うことを伝えましょう。)

[クリック]で次画面へ

24 税金の集め方⑤



垂直的公平

経済力のある人にはより高く、少ない人には低くすることでバランスのとれた負担感になりますね。このように負担額を変え、バランスを取る考え方を「垂直的公平」といいます。

(パワーポイントと説明によって「公平感」の擬似体験ができるようにして、説得力を高めましょう。)

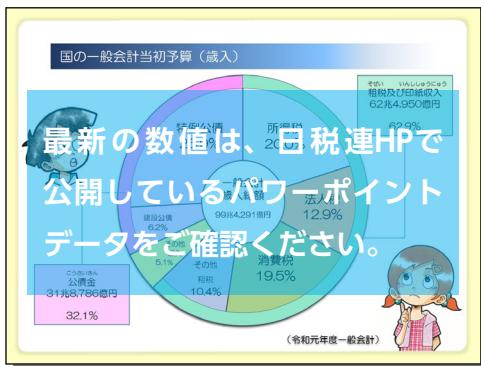
日本の所得税は、この「垂直的公平」という考え方を取り入れた「累進課税」という方法を採用しています。

先ほど、集め方に四つの方法がある話をしました。「水平的公平」と「垂直的公平」を組み合わせることで、立場や所得の違いによる不公平感をなくし、できるだけ公平に集めることを考えています。その結果、約50種類もの税金があるのです。

(社会には様々な立場の人があり、できるだけ税を「公平」に集めるために約50種類あることを伝えます。)

[クリック]で次画面へ

25歳入

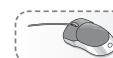


(■の数値は、日税連HPに公開しているパワーポイントに合わせて変更してください。)

（「財政赤字」、「少子高齢社会」など、現在の日本が抱える課題に触れながら、民主主義・国民主権の見地から「税」や「政治」について関心を抱き、児童生徒が自ら考えるきっかけを作ることが大切です。

児童生徒に過度な不安を抱かせないため、政府が問題解決に取り組んでいることを説明します。

児童生徒一人一人が自分の国の問題としてどうあるべきか、どうすべきか、関心を持つことが必要であり重要だと伝えましょう。)



「クリック」で次画面へ

26 歲出



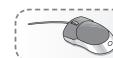
社會保障、債務償還

(順番に[クリック])

国が1年間に使うお金を歳出と言います。歳出の内訳を見ると、社会保障費など国の事業のために34兆円を使っており、借金の返済と利払いでも24兆円も使っています。

問題点は、今後の社会保障費の増加です。またその担い手である働く世代が少子化により減少している実情が、問題を難しくしています。

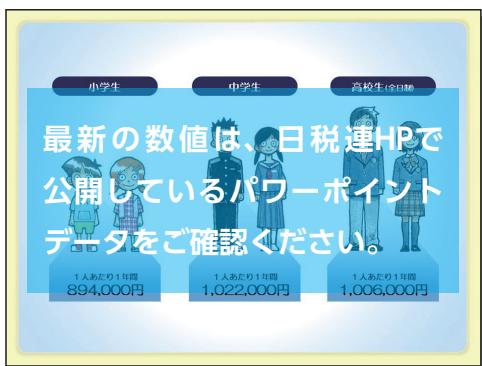
(巨額の公債残高がここまで放っておいた私たち大人の責任であることや、「税」と「社会保障」の一体化改革、マイナンバー制度による行政の効率化と不正の排除、少子高齢社会と社会保障費の増大などをイメージして説明します。)



[クリック]で次画面へ

第5章 「税って何かな?」パワーポイント版

27 年間教育費



小中高の教育費

(順番に[クリック])

皆さんが学校に通つてくことが出来るように使われている税金は、公立の学校では、1人あたり1年間で、小学生 894,000円、中学生 1,022,000円、高校生 1,006,000円（全日制）となっています。

日本の将来の担う皆さんのために、これだけ税金が使われているというのは、この国の期待のあらわれなのです。

（児童生徒が「この国の未来を担う国民」であることを伝えましょう。）



[クリック]で次画面へ

▶ VI. 税の決め方

28 国会

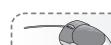


税はどこで決まるのか

ここまで皆さんと一緒に考えてきた税金。約50種類あることや、国民から税金を公平に集める方法、仕組みについて勉強しました。ところで、税金はどこでどうやって決めるのでしょうか？（発問）

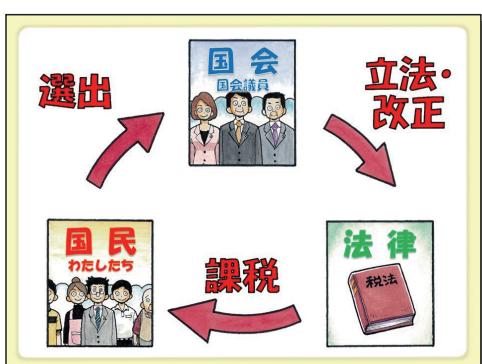
——国会です。

はい正解です。



[クリック]で次画面へ

29 選挙、立法、課税



税に関する挿話

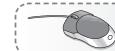
税金はすべて「税法」という法律によって定められています。「税法」は、選挙によって選ばれた国民の代表である国会議員の多数決により国会で決められます。

（図に沿って、流れを丁寧に説明しましょう。）

国民の代表である国会議員が決めた税金のルールである「税法」は、結果的に国民が決めたルールということになります。自分たちで決めたルールだから、自分たちが守らなくてはいけませんね。

皆さんも18歳になったら選挙権を持ち、主権者として、そのルール決めに参加することになります。社会の構成員の一人として、積極的に社会に関わり、「税金」に関する政策について自分の意見を述べる力を身につけてください。

(児童生徒に「主権者意識」をしっかり持つことの大切さを強調してください。「国民主権」「民主主義」「租税法律主義」を考えてもらい、将来選挙を通じて積極的に社会参画することの重要性を理解してもらいましょう。)

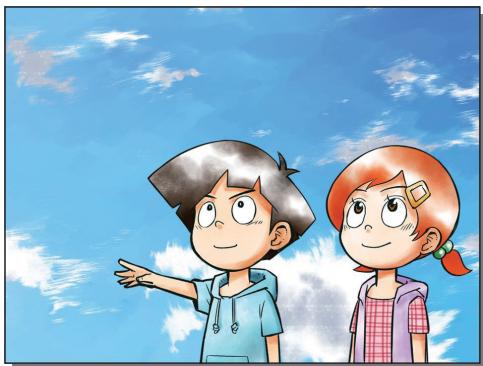


[クリック]で次画面へ

▶ 結びに

〈このテーマは約5分〉

30 授業のまとめ



授業のまとめ

皆さんと一緒に考えてきた「税金」ですが、イメージは変わりましたか？

みんなで決めたルールで集めて、みんなのために使われるもの、それが「税金」です。

「税金」を通して社会を考え、積極的に社会に参加して、自分たちの国は自分たちで作っていくという意識を持って勉強して、自分の考え方や意見をしっかり発言できるような社会人になってください。

今日の租税教室が、そのことを考えるきっかけになってくれれば嬉しいです。どうもありがとうございました。

(単に「税」を納めるのではなく、「税」を通して社会の仕組みを考え積極的に社会参画する主権者意識の醸成が、私たち税理士が行う租税教育の主な目的です。)